

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	蒲生堂 (蒲生堂町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

蒲生堂町は、町内に大規模な認定農業者が2人いる。1人は、町内で耕作しており、もう1人は、隣町や近くの町で耕作している。また、個人で営む農業者も1人いるが、農業機械共同利用ということで法人に今年度入組予定である。また、法人は小麦栽培のみを営農しており、平成30年2月に法人化し、現在10軒の農家等が入っている。近年、蒲生堂町も農業者の高齢化と離農が進み、若手認定農業者(法人にも入組)が農地の8割を耕作している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培が基盤であるが、小麦栽培、大豆栽培を中心に野菜栽培、花卉栽培を耕作しているが、温暖化による水稻栽培の収穫減少や限られた農地であるので今後、花卉栽培や椎茸栽培なども想定している。また、若手の大規模な認定農業者は、家族経営の状況を見ながら、規模拡大を模索している。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針					
現状維持で集積化、集団化はほぼ達成できる。					
(2) 農地中間管理機構の活用方針					
現状維持を続けていく中で、農地中間管理機構が利用できるなら活用をさらに促進していきたい。					
(3) 基盤整備事業への取組方針					
蒲生堂町は、日野川の西側に位置しており、比較的、平地の圃場がたくさんある。旧蒲生堂町の西側は蒲生堂町、宮川町の両町にまたがり小高い山があり、現在は長峰団地の住宅地になっているが、山側近くは粘土質の土壌であり粘り気が多い土質で、湿田も多い。モチなどの水稲には適するが、麦や野菜栽培には不適である。過去に広域の基盤整備が40数年前にあったが、現在はその時の圃場を使用しており、耕作者の多くは基盤整備を強く望んでいる耕作者が多い。					
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針					
大規模な若手の認定農業者も2人おり、地域内と地域外で活動している。共に日々、農業に従事して水稲、小麦、大豆栽培等に励んでいる。また、ともに耕作できる範囲で規模拡大を狙っている。また、個人でももう少し農業をやりたい農業者もいる。耕作者が希望する多様な農業経営体を応援していきたい。					
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
現在農業は、大規模な農業経営体になるほど大型の農業機械やドローンなどに代表されるIT農業も必要になってくる。蒲生地区では、JA滋賀蒲生町内に集落営農法人連絡協議会があり、地域の将来の農業について協議を重ねている。その会議の中では、近隣の法人間で使用できる範囲でオペレータを含めて最先端の農業機械の賃借が検討されている。					

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策のため、集落で定期的に防護柵等の点検を実施する。
 ③作業の効率化を図っていくためにドローンや自動操舵機能の導入を検討していく。
 ⑦現在は地域の地権者が中心になって管理しているが、今後集積等が進んでいく中で集落全体で農業用施設の保全を検討していきたい。その中で保全管理の省力化を図れるように方法等を検討していく。